

平成22年度第3回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年10月6日（水）18時21分～

場 所：財務省3階 記者会見室

○五十嵐財務副大臣

それでは、税制調査会後の記者会見をスタートいたします。

概要は御存じのとおりだと思いますが、総理から「進水式」という言葉がありまして、今日はスタートを切らせていただいたということでございます。

質問もお一人しか出ませんでしたし、内容的なことについては特に異論がなく、今日の報告事項である控除廃止PTの報告書は了承されましたし、専門家委員会の神野委員長、三木小委員会座長の納税環境整備に関する論点整理も了承されました。

あとは、今後の進め方について一応決定がなされたところでございまして、昨年引き続き火曜日・木曜日を定例日とし、異論が出た問題については、会長・会長代行で企画委員会において審議をして、そして方向を出して、本会合で決めるというやり方を取らせていただきます。

PTについては、これから四つのPTを進めます。

また、10月15日までに改要望を出していただいて、12月中旬に大綱を取りまとめるというスケジュール感でいきます。

それから、先日の経済対策におきまして、雇用に有効な税制、あるいは環境関連の設備や技術開発を推進する税制を行うことになっており、これについても改要望を受け入れるわけですが、この場合でもペイ・アズ・ユー・ゴー原則を適用するということを了承いただいたということだと思います。

あとは皆さんお聞きのとおりでございますので、御質問を受けたいと思います。

○記者

税調を再開したわけですが、特に法人税減税と地球温暖化対策税、雇用促進税制の議論のポイントと、副大臣の視点の御紹介をお願いします。

○五十嵐財務副大臣

これから審議するわけですから、あまり方向感のある話をしてはいけないということでもありますけれども、法人税につきましても、大分風力が強まっているなと思っております。何回も申し上げますように、法人税自体というよりは、法人実効税率の引下げということで、法人税、法人事業税、法人住民税を含めた、全体の実効税率を競争力強化に合わせてどうしていくかという問題だろうと思っております。

総理からも強い指示とございますか、本日のあいさつの中で、法人税と国際連帯税を個別に名前を挙げて言及されましたので、真剣に検討を進めていかなければいけないと思っております。

地球温暖化対策税については、党におきまして、PTに中塚一宏先生を座長とする

小委員会を設けて御検討いただいています。

同時に政府の方でも、各省庁からお話が出ておりますので、多分、玄葉政調会長のところで調整を行うことになると思います。

雇用については、まだどういう方法があるか、これから知恵を絞っていきたいということでございます。特にこれとは心当たるとようなアイデアが現時点であるわけではございません。

○記者

租特についてですが、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則ということで、8月末に各省から出た要望等ですと、かなり減税要望と財源確保の間に開きがあったわけですが、これについての見通しについて、現実的に減収する分を財源確保できるのかということ、また、実際にそういうことができなかつた場合、財源確保の案が出なかつた場合のお考えをお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

難しい御質問だと思いますが、所得格差が開いておりまして、税の再配分機能が衰えていることは確かでございますので、そういう観点から、公平性といいますか、バランスを適正に保つという観点から見直しは必要だろうと思っております。それは、様々な検討がなされていると思っております。私どももこれからいろいろと勉強をして進めていきたいと思っております。

したがって、重要な面ではありますけれども、単に税収確保という観点からだけでは無い検討をするということではありますが、全く減税要求とバランスが取れずに、そのまま赤字になってしまうという事態もなかなか考えにくいところですので、できなかつたらどうするという話は、今、現時点でお答えできないと思っております。

○記者

今のペイ・アズ・ユー・ゴー原則について、先ほど野田大臣のごあいさつで、きちんと改要望を出してほしいということをご希望していたと思うのですが、これについてペイ・アズ・ユー・ゴー原則に合った答えが出てこなかつた場合のペナルティーというか、つまり、そういうものを提出しなければきちんと議論しないということが、あるのかどうかを教えてください。

○五十嵐財務副大臣

今日は、重ねて私からも、それから大臣からもペイ・アズ・ユー・ゴー原則を強く求めまして、夏の概算要求の段階で出てきていないではないかということをご強く言わせていただいて、また、その交渉の中でペナルティーといえ、新たな要望を出されたときに、そのことを強く言わせていただくと。要するに、ペナルティーといえ、これを出してこなければ、要求も通りませんよということがペナルティーになるのだろうと思っております。

○記者

総理のごあいさつの中で、今度できる税と社会保障の検討の場と緊密に連携を取って、抜本改革のビジョンを示してほしいというお話がありましたけれども、具体的なイメージとして、どのような連携を取るのでしょうか。また、昨年の税制改正大綱にも入っていると思うのですが、いつ頃までにそういうビジョンを税調として作るのか、その辺のイメージ感を教えてください。

○五十嵐財務副大臣

その時間軸の間隔は、まだ決まっておりません。話をスタートさせてからだんだん煮詰まってくるのかと思っております。

それから、税と社会保障との連携については、これは党のものもありますし、政府内でもこれからそういう場を設ける。また、野党の皆さんの御意見も聞くということになっておりますので、いろいろなチャンネル、または場で協議を重ねていくと、やりとりを深めていくということで、連携を取っていけるだろうと思っております。

○記者

これは鈴木副大臣にお伺いした方がいいと思うのですが、片山大臣から、もう少し地方税の視点を入れてほしいというお話があったかと思えます。国の関与が多いといったお話がありますが、もう少し具体的にどういう観点から、どういう項目について地方税の在り方を考えてほしいと思っていらっしゃるのかというお考えをお聞かせください。

○鈴木総務副大臣

片山会長代行の下で、私は今から仕事をさせていただくということになるわけですが、当然のことながら総務ということで、地方税というのは非常に大きな課題だと思っております。

やはり、地方税というのは地方自治の根幹になるわけです。したがって、地域主権改革を我々は今からやっていくわけですから、その趣旨を十分に踏まえて、やはり地方税制の在り方というのを考えていく必要があるのではないかと。

今の点では、やはり安定的な地方税体系、これをやはり地方の方々は求めていると思えますし、私の経験からいっても、正にそういうことだと思っておりますので、そういったこと、例えば地方消費税のようなものを充実していくというようなことも、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、いずれにしても安定的な財源を求めたい。それに対してやはり応えていかなければいけないと、そんなふうには思っています。

○記者

今日設置されました四つのPTですが、今後、いつ頃までにPTとしての考え方を示していくのか。特にアイデアはないというお話でしたが、雇用促進税制などは、どうも急がなければならないのかなと思うのですが、その辺の見通しについて、お聞かせください。

また、神野委員長にお尋ねしたいのですが、専門家委員会が再び起動して、個別税目について深掘りするということですが、この専門家委員会も今後どのような形で議論を進めていくのかということについて、神野先生の御見解をお聞きしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

1点目の四つのPTですけれども、今後、精力的に行いたいと思っております。今、多くの出席者の時間の調整が大変で、最初はとにかく一日三つのPTを連続して行うという日もあるようですが、11月の半ばくらいまでに主要事項の審議については、かなり進めたいと思っております。

○神野専門家委員会委員長

私どもの方は、今日、政府税調の方が「進水式」をされ、私どもの専門家委員会もスタートするよというお話があり、中間的な整理をお出しした時にも、当事の現総理から深掘りをするよという御指示をいただいておりますので、個別税目について、御指示をいただいたとおりに深めていこうという方針です。既定の方針どおり着々と進めるということです。

具体的な進め方その他については、会長が野田大臣に代わられましたので、野田会長と連絡を取りながら進行させていきたいと考えております。

○記者

一定の方向というのは、やはり大綱とりまとめの前までには、専門家としての個別税目についての考え方を示していくことになるかと思うのですが、その点も今一度確認させてください。

○神野専門家委員会委員長

大綱というのは、今年度出す大綱ですか。

○記者

はい。今年度の大綱です。

○神野専門家委員会委員長

これも会長と御相談しながら、我々の任務である抜本的な税制改革のための活動を粛々と進めていくわけですけれども、そこで、今年度の改正との関連で何か御指示があれば、そのときに対応するということになるかと思っております。

○記者

今日、総理のあいさつの中では特に諮問という形ではなくてあいさつという形でしたが、去年の鳩山総理の諮問というものはまだ生きているという解釈でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことです。

○記者

今日の総理のあいさつの中で、法人課税の見直しなどが課題になっている、そのほか、課題を整理して議論して結論を得てもらいたいとあったのですが、これはその時何か指示というのは、端的に何の税目について指示ではなくて、この全体、今の課題について結論を得てもらいたいという受け止めでよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことだと思います。

○記者

そうしますと、去年の22年度税制大綱に示された宿題プラス、後の経済対策で盛り込まれたことが指示であるというように捉えてよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そういう捉え方だと思います。政務官、何かありますか。

○尾立財務大臣政務官

当然、22年度税制大綱の中で積み残した部分、プラス、今、御質問にもありました新たな指示も法人税についてあります。それらを含めてということであると思っております。

○記者

そうしますと、地球温暖化対策税については、これは玄葉政調会長の方で調整したものを税調として了承するという形になるのでしょうか。つまり、税調で地球温暖化対策税について何か議論をするということは考えていらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

党の方から意見が上がってきますね。その党の意見も含めて、あとは税調の企画委員会、税調本体でも、当然主要事項の一つですから話をする、協議をするということになると思います。ただ、関係省庁が増えてきまして、利害が対立するものですから、かなり新しい観点から、政府として協議をするということだろうと思います。今までの出てきている案をベースにというよりも、新しい観点から論議をし直すという面があるのではないかと考えております。

それは特に、御本人がいらっしゃいますけれども、総務省のお勉強という形の整理をさせていただいて、総務省の要求ではないのですが、地方に対する新しい自動車税、環境税というものができておりますし、そういうものも含めて各省間の調整が必要であるという判断をされたのではないかと思います。

○記者

党のPTとの関連ですが、総理のあいさつの中でも、いわゆる国民の意見は党のPTを通して吸い上げろというような指示もありましたけれども、一方で野田会長のあいさつの中では、最終決定は税調であるということもありますから、それで当然、税調の議論とPTの議論が全く一致するということはあるかと思うので、どこか

に対立点が出てくるという場合があると思うのですが、その場合はどのように調整していくのですか。

○五十嵐財務副大臣

それは、企画委員会の中にオブザーバーとして中野座長と、もう一人、城島政調会長代理という強力なメンバーがおられますので、これはオブザーバーですけれども、多分発言を認めるという形で御意見を言っていただく。それを基に討議をいたしますが、最終的な結論はやはり政府税調ということで、政府税調で決まったことは従っていただくということになるのだと思いますが、いずれにしても政府税調本体にも玄葉政調会長がお入りでございます。決定権をお持ちの会長代行のお一人でございますので、十分に党の提言については意見が反映されるだろうと思います。

○記者

重ねてなのですが、このPTの絡みで、自民政権時代は、政府税調が有識者会議ということで、今回の民主党政権とは位置付けが違うとはいえ、両方に税調があったことで一方が形骸化したというようなマイナス面があったのですが、今回はそのような心配は全くないのでしょうか。もしないとすれば、なぜそう言い切れるのかという点を教えてください。

○五十嵐財務副大臣

難しい御質問で、私もかつての税調を知っておりますけれども、完全に治外法権的といえますか、私も経験がありますが、いわゆるインナーというものが作られて、絶対的な権力をお持ちの一部の大物議員さんたちがそれぞれ、例えば一つずつわがままを言うという形で、自分の利害に直接関わるような税制を作ってこられたということがございました。そういうことは、今回はあり得ない。ほかは全部形式的で、実質は全部そこのインナーで決めているというようなことがあったわけですから、それは、今回はあり得ないということだと思います。

その当時の特定の議員さんの強い主張によって作られた税制というものはまだ残っているという部分もありますから、そういうものについては論理的に改めていこうという、極めてオープンな形にもなっておりますし、これは変わってくるだろうと思います。

○記者

先ほどの官邸での税調で、控除廃止についての報告書がありまして、第1方式、第2方式等の説明が小川議員からありましたが、これについても了承されたという理解でよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

はい。了承されました。

○記者

今の関連で、控除調整ですけれども、41方式あって、三つのやり方で影響を遮断す

るという話だったのですが、結論として、いずれも控除廃止によって保険料等の負担額が増える人はいないという結論でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

絶対にないかどうかといわれますと、基本的に原則としてそういう不利になる方を出さない。それはもともとの改正の意味に反してしまうから、ということです。

[閉会]